資料７－３
（参考資料２）

岩手県保健医療計画（2013-2017）別冊２

特例により一般病床を設置した診療所について

１　制度の概要（医療法第７条第３項，医療法施行規則第１条の 14 第１号～第３号）

○　診療所の一般病床は、平成 19 年１月１日から病床規制の対象となり、一般病床を設置又は増床する場合は、知事の許可を要することとなった。

○　ただし、次の診療所については、医療計画に記載され又は記載されることが見込まれる場合、知事への届出により一般病床の設置又は増床ができることとなったこと。

（１）居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所

（２）へき地に設置される診療所

（３）小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所

２　届出診療所の適合基準

本県においては、岩手県医療審議会の議決（平成 19 年７月 18 日）を経て、別添とおり、届出診療所の適合基準を定めている。

３　本県における制度の適用

区　分	診療所名称
居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所	・もりおか往診ホームケアクリニック（盛岡市）
へき地に設置される診療所	（該当なし）
小児医療を行う診療所	（該当なし）
周産期医療を行う診療所	・産婦人科おいなお医院（奥州市） ・黒川産婦人科医院（盛岡市） ・やはば産婦人科（矢巾町） ・みうら産婦人科医院（盛岡市）※

※　平成 30 年９月中旬に移転新築予定。

下線を付したものが、平成 29 年１月 25 日に追加記載した箇所であるもの。